

# 交通安全法に基づく案内標識の整備について

平成 16 年 4 月

社団法人 全国道路標識・標示業協会  
関東支部 神奈川県協会

## <地図案内標識>

地図案内標識は全ての歩行者にとってわかりやすく、安全で円滑な移動を確保する案内標識として非常に有効な情報伝達媒体となります。

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(標識令)」及び道路標識設置基準等に基づき、駅前・交差点など移動の方向を示す必要のある箇所に、移動の円滑化のために必要な施設及びバリアフリー経路を表示したものです。

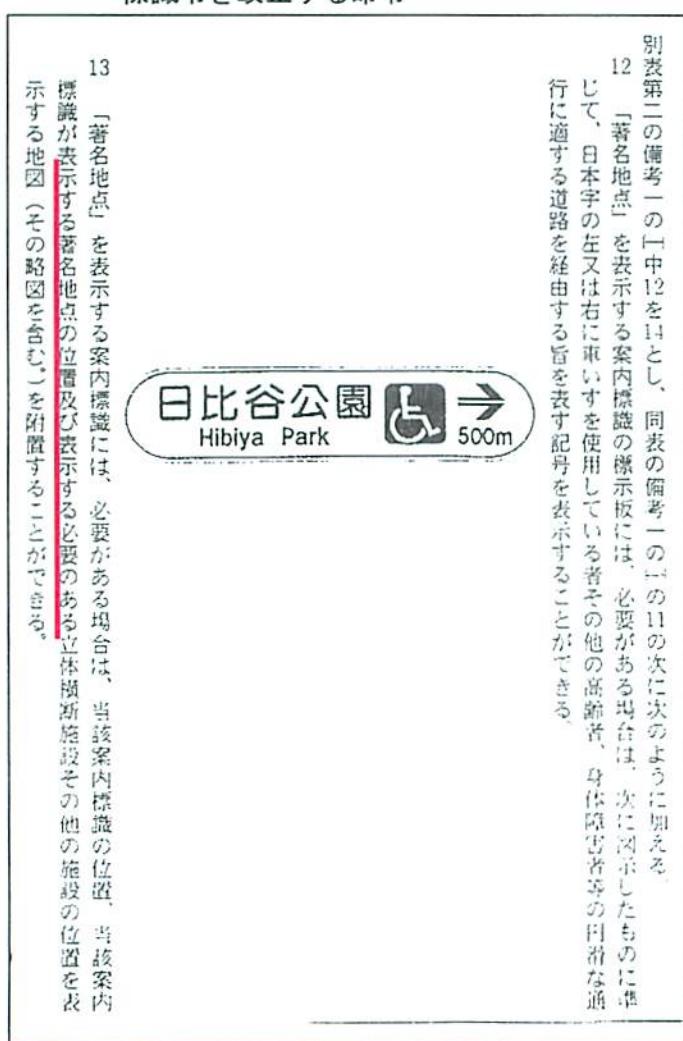
## <標識令での位置付け>

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、あわせて「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(標識令)」が一部改正されました。

地図案内標識は、114-B(著名地点を案内する標識)に附置する形で設置される、標識令に基づいた道路案内標識となります。

\*官報 平成12年11月15日

標識令を改正する命令



## <地図案内標識の作成概要>

バリアフリーガイドラインに準拠して整備された地図案内標識の事例 東京都



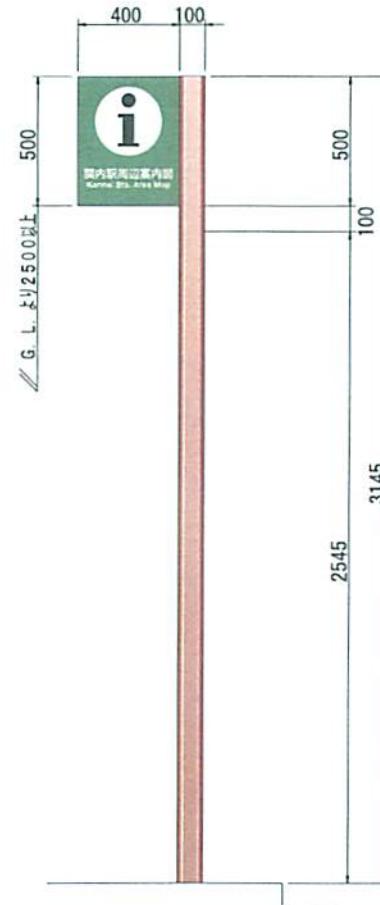
表面



裏面



(歩道側)

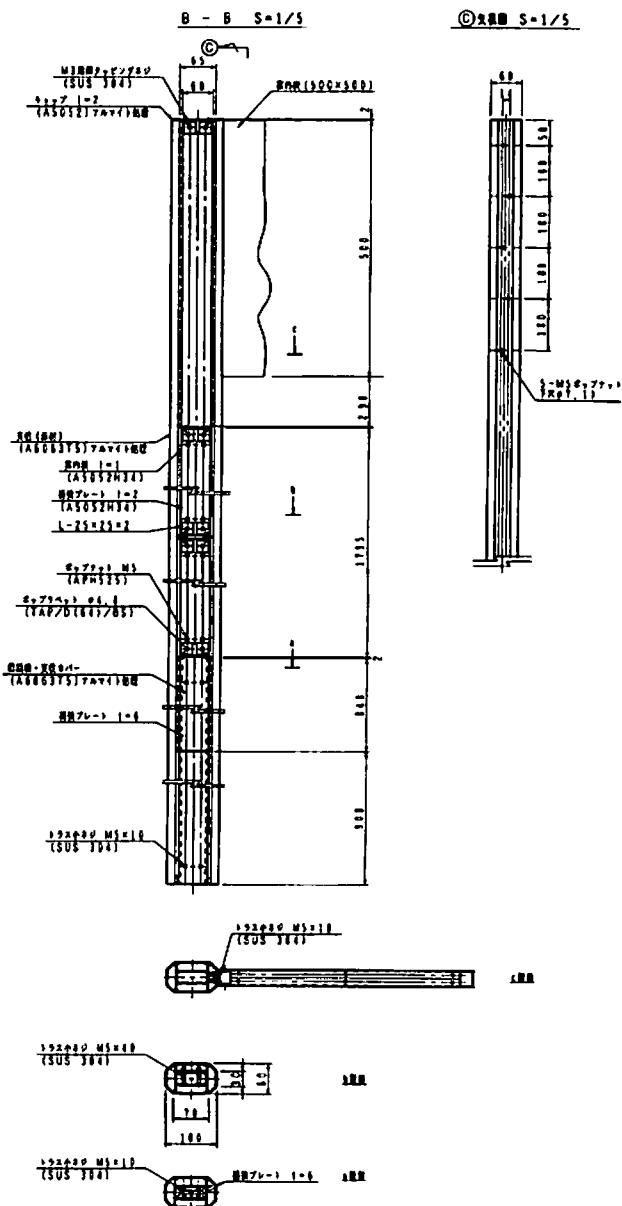
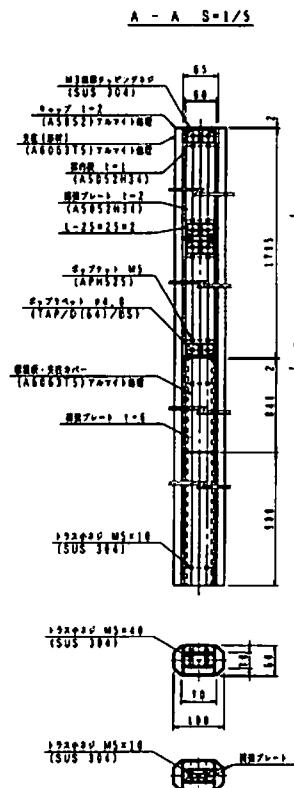
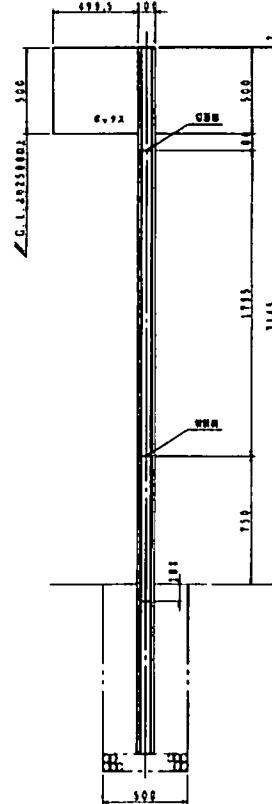
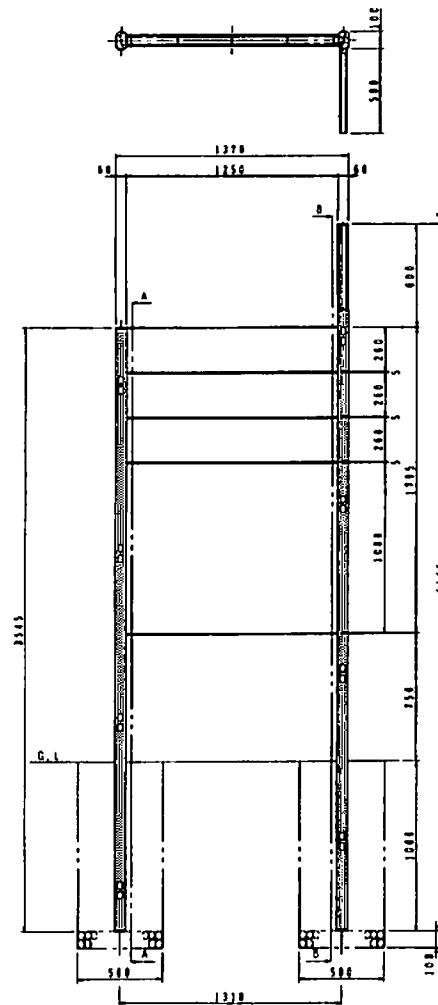


(側面側)



(車道側)

複柱標識構造圖 S = 1 / 15



## <地図案内標識 ご検討フロー(案)>

ステップⅠ 調査・計画	エリア全体地図データ及び配置計画の予算化
	道路標識設置基準・同解説に精通したコンサル会社への業務委託発注

1. 現況把握と案内システムの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の歩行者案内サイン調査</li> <li>・対象となる駅周辺の歩行者動線の調査</li> <li>・エリア別の案内システムの検討</li> </ul>
2. 表示情報の選定基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連資料の収集整理</li> <li>・案内候補施設の選定基準の検討(施設規模、利用者数等)</li> <li>・「表示情報の選定基準」の作成・承認</li> </ul>
3. 表示情報の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の収集整理、データベース作成</li> <li>・表示する施設の選定</li> <li>・バリアフリールートの選定</li> <li>・表示情報の位置の確認(住宅地図+現地調査)</li> <li>・日本語正式名と英字表記の確認(文献調査、インターネット検索、電話問い合わせ等)</li> <li>・表示する施設情報の承認</li> </ul>
4. 全体配置計画、設置位置の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体配置計画(エリア全域調整、管理道路別計画)</li> <li>・著名地点標識(114-B)の計画(既存標識との連続性)</li> <li>・箇所別台帳の作成</li> <li>・配置計画の承認</li> </ul>
5. 地図データの製作、入力情報の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ国語凡例(日本語/英語/中国語/韓国語)の作成</li> <li>・主地図、広域図の作成</li> <li>・入力情報の検証(地図描画内容の現地確認)</li> <li>・入力情報の承認</li> </ul>

ステップⅡ 製作設置	地図標識工事の予算化(データ支給及び回転切り出し業務込み)
	地図標識工事のご発注

6. 地図データの切り出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主地図、広域図の表示範囲別切り出し、回転</li> <li>・表示情報の検証(回転後の内容確認、方位、凡例等)</li> <li>・表示情報の承認</li> <li>・印刷用版下の作成</li> </ul>
7. 地図案内標識の製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基板及び支柱の作成</li> <li>・著名地点標識(114-B)・地図案内標識シートの印刷および落書き・張り紙防止フィルムのラミネート加工</li> <li>・基板への真空加熱圧着加工</li> </ul>
8. 現場設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試掘</li> <li>・基礎、支柱の設置</li> <li>・著名地点標識(114-B)・地図案内標識板の設置</li> </ul>

<材料表>

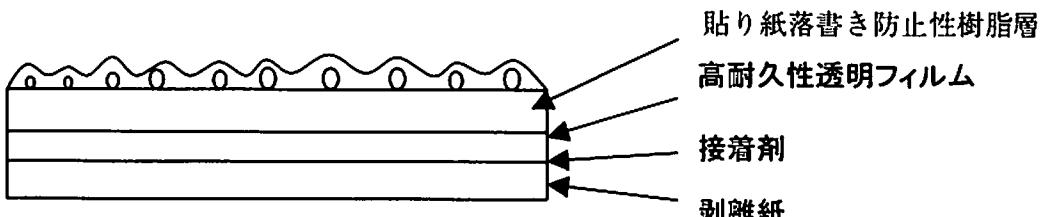
種別	寸法(mm)	単位	数量	仕様	板面積(m <sup>2</sup> )
著名地点標識 (114-B)	260×1250	枚	6	広角プリズム型反射シート (貼紙防止及び落書き防止加工)	1.95
* 地図標識	1000×1250	枚	1	貼紙防止及び落書き防止 加工済み印刷	1.25
* 地点表示	1000×1250	枚	1	貼紙防止及び落書き防止 加工済み印刷	1.25
i.マーク	500×500	枚	2	貼紙防止及び落書き防止 加工済み印刷	0.05
支柱	100×60	本	2	アルミ押し型材 アルマイト処理 アルミ合金 JIS-H-4100-A6063S	—
板材	260×1250	枚	6	アルミ合金 JIS-H-4000-A5052SP	1.95
基礎コンクリート	500×500×1000×2	m <sup>3</sup>	0.5	H182B	—
クラッシャラン	500×500×100×2	m <sup>3</sup>	0.05	RC-40	—

\* 地図標識、地点表示 i.マーク用シート

設置高が低いことから地図案内標識および著名地点標識には「落書き・張り紙」防止機能  
が付加されたシートが使用されています。

1. 形状

(断面図)



2. 外観 : 表面が平滑でふくれ、ひび割れ、むら、筋などがない事

3. 色 : 目標見本と大きな差異のない事

4. 厚さ : 0.35mm±0.04mm

5. 接着剤 : エア抜け & ポジショナブル 感熱型接着剤

6. 接着強度 : アルミ板 10N/25mm以上 (貼り付け方法は、9. 貼付け方法に準拠する。)

7. 耐候性 : 適正な加工方法により作成された歩行者用地図標識シートの耐候性は、5ヶ年  
屋外に晒されても著しいひび割れ、剥がれ、退色が生じてはならない。

8. 貼り紙防止性能 : でんぶんのり、酢ビ系接着剤、ゴム系接着剤の各接着剤を上質紙に  
塗り付けた後、その上質紙をシート表面に貼り付け 1週間経過しても、  
剥がせる事

8. 落書き防止性能 : ラッカースプレー、油性マジックでかいでも乾拭きで消せる事

9. 貼り付け方法 : 真空加熱圧着機を使って貼り付ける。

10. 印刷方法 : 解像度400dpi以上の静電記録方式によるプリンターを用い印刷する。

### 〈材料数量表〉

**地図案内標識** ※地図データをご支給の場合

## <標識板の加工方法>

著名地点標識(114-B)・地図案内標識は、「'95 道路標識ハンドブック(建設省 警察庁監修)」等に定められた製作工程に基づき製作されています。

### 道路標識ハンドブック 第Ⅱ編 第3章 標示板の製作工程の流れ図

第Ⅱ編 第3章

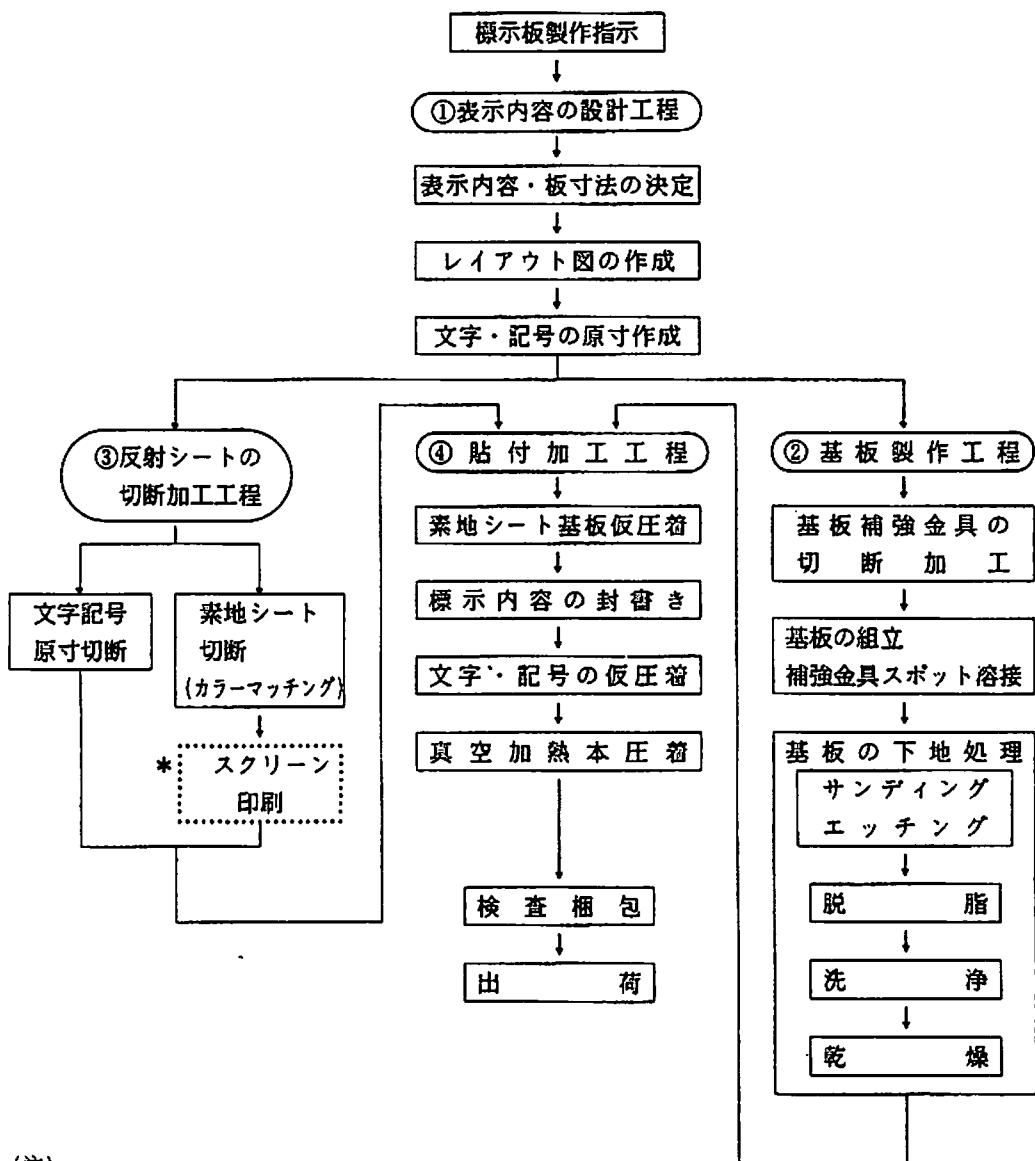


図 2-3-1 標示板の製作工程の流れ図

## <案内標識表示面の基本仕様>

地図案内標識には、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「全ての人に見やすく分りやすい」情報提供機能が求められます。また、外国からの観光客にも容易に理解できなければなりません。従って、不特定多数の利用者が混乱を来たさないように表示方法は統一されることが望ましい。

### ① 著名地点標識(114-B)

道路標識令、道路標識設置基準に準拠する。

### ② i.マーク

「標準案内用図記号」125種類(エコロジーモビリティ財団)に拠る。

### ③ 地図案内標識

#### (1) 文字の書体・サイズ

##### 1.1 文字サイズの考え方

- 視距離50cmを想定し、旅客施設ガイドラインの視距離1m～2mの文字高の約1/2の大きさ(和文文字高:5mm以上、英文文字高:4mm以上)とする。また、表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字サイズを変えて表示する。

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
中小サイズ	—	—	5.0mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

##### 1.2 ローマ字・英語表記について

道路標識設置基準・同解説に準拠し、ヘボン式とする。

##### 1.3 文字フォント

日本語表記は、視認性、判読性を考慮し、「新ゴシックM」とする。

ローマ字・英語表記は、日本語表記に比べ字数が多いため、「Helvetica Narrow」とする。  
なお、凡例部の英語表記は、「Helvetica」とする。

##### 1.4 文字揃え

施設名称は、「左揃え」を基本とする。ただし、隣接する施設名称等と重なる場合、地図からはみ出す場合等は、「右揃え」を採用する。交差点、橋梁名称は、「中央揃え」とする。

#### (2) 表示する情報内容について

##### 2.1 ベース図

国土地理院の地形図(1/10000)、各自治体の基本図(1/2500)、ゼンリン住宅地図(1/1500)を参考に作製する。

##### (1) 道路

道路 : 幅員3.0m以上の道路を表示対象とする。ただし3.0m以下でも、道路として連続している場合は表示する

歩道 : 歩行者や車いす使用者にとって歩道の有無、幅員は重要な情報となるため、歩道部をアウトライン(0.18mmの黒線枠)で表示する。

## (2) 道路の表記

道路番号：国道は、「国道〇号」の表記を避け、国道番号のピクトグラムのみを路線上に表示する。

道路名・：地域になじみ深い名称は表記する。

## (3) 道路施設

踏切：踏切は、ピクトグラムを表示。

歩道橋・ペデストリアン：構造物に枠線を付けて表示すると共に名称を表示。階段部は「目」で表示する。

信号交差点：信号機が設置してある交差点をピクトグラム、交差点名称を全て表記する。

横断歩道：範囲内全て表示する。

橋梁等：道路と同じ表示とし、名称を表記する。

階段部：丘陵地など、道路が階段で連結されている階段部を「目」で表示する。

## (4) バス

バス停留所：バス停は、名称とピクトグラム「—○—」表示を基本する。

日本語表記は「〇〇バス停」

また、バスターミナルはバスのり場のピクトグラムにより表示する。

バス路線：上下線の区別をせず道路の中央に1本線で示すことを基本とする。ただし中央分離帯がある場合は、上下線別に表示する。

## (5) 鉄軌道駅

鉄軌道：高架となっている場合は、高架上の軌道面を着色し表示する。

トンネル部、地下部分は破線で表示する。

鉄軌道駅：建物シルエットは枠線を付けて表示すると共に会社名、軌道名、駅名を表記する。

駅の各出口には、出口名称を表記する。

地下鉄駅は、駅の形状に即した表示を原則とする。

地下鉄出口には、出口部分に出口番号を表示し、地下鉄出口部分が階段である場合は「目」で表示する。

## (6) タクシー乗り場

タクシー乗り場：ピクトグラムのみ表示する。

## (7) 現在地

現在地：利用者が見ている方向をわかりやすい表示とする。主地図および広域図にそれぞれ現在地を表記する。

## (8) 境界線・地名

### 1) 境界線

境界線については、国土地理院の基準に基づき各種破線にて表示する。

### 2) 地名表示

町名と丁目：町名、丁、番地を表記する

## 2.2 施設の表記

### (1) 基本的考え方

地図標識に用いるピクトグラムは、標識令、標準案内用図記号のデザインに準ずることを基本とし、ピクトグラムのない施設については、アイキャッチャーを使用し、視認性を高めるため、黒地に白図として表示する。

その他、認知度の低いピクトグラムの施設や、ピクトグラムが設定されていない施設については、アイキャッチャー「■」を表示する。

### (2) 公共(的)施設

官庁施設：ピクトグラムと名称を表記する。

医療施設：ピクトグラムと名称を表記する。

警察：警察署は、ピクトグラムと名称を表記する。交番(派出所)は、ピクトグラムと「交番／Police Box」のみの表記する。

郵便局：普通郵便局はピクトグラムと名称を表記する。その他の郵便局は、ピクトグラムと「郵便局／Post Office」のみの表記する。

教育施設：「■」と名称を表記する。

消防署：本署のみ「■」と名称を表記する。

他公共施設：「■」と名称を表記する。

(3) 文化施設

美術館等：ピクトグラムと名称を表記する。

(4) 名所旧跡

アイキャッチャー「■」と名称を表記する。

(5) 公園・緑地

大規模公園、都市公園について名称を表記する。ポケットパークなどは名称を表記しない。

(6) 広域避難場所

広域避難場所は、ピクトグラムと名称を表記する。主地図の表示範囲外の場合であっても隣接している場合は、至「→」表記とピクトグラム、名称を表記する。

(7) 大規模集客施設

テーマパーク：アイキャッチャー「■」と施設名称を表記する。

大規模モール：対象区間の道路面を着色して名称を表記する。

スポーツ施設：施設のイメージ形状(トラックフィールド、テニスコート等)と施設名称を表記する。

(8) 宿泊施設

大規模宿泊施設：ピクトグラムと名称を表記する。

(9) 大規模商業施設

ショッピング施設：ピクトグラムと施設名称を表記する。

(10) その他の表示

至表記：主要道路、鉄軌道の方面を「→〇〇」と表示する。

## 2.3 バリアフリー施設・経路の表示

(1) バリアフリー経路

バリアフリー経路が設定されている場合は、表示する。

(2) 移動円滑化施設

設置されている箇所全てにピクトグラムを表示する。

(3) 公衆トイレ

ピクトグラムを表示する。また、バリアフリー対応トイレについては、トイレと身障者用設備のピクトグラムを組み合わせて表示する。なお、バリアフリー対応トイレで使用時間制限がある場合には、ピクトグラムの下部に「使用時間制限有」を表記する。

(4) バリア情報

車いす使用者にとって重要な情報であるため、踏切は「踏切あり」の警戒標識(207-B)を表示する。また、車いす使用者が利用できない歩道橋、ペデストリアンデッキ、地下鉄出口などの階段部は、階段のあることが判別できるよう「目」で表示する。

(3) 色彩について

各使用色は、別に添付する色彩に合わせること。ただし、地図標識の色彩は、出力機器(プリンター等)により色彩が変わるため、色彩について再度調整する。

なお地下鉄の色彩に関しては、ガイドラインにて定められた路線の色彩を使用する。

(4) 凡例部の表示

主地図の右側に縦100cm×横25cmの凡例等の表示域(凡例部)を設定する。

4.1 現在地の表示

現在地の住所を表示する。また、英語表記は「Address」とする。

4.2 広域図の表示

主地図は1km四方程度の区域を表示しているが、表示区域外の地域との関係が把握しにくい場合を想定し、主地図の表示区域を含む広域図を凡例部内に表示する。

●表示サイズ：縦24cm×横24cm

●表示範囲：約2km×2km(縮尺:1/8000)

●表示情報：地図の基本的な座標軸が分かる程度の施設とする。

・鉄軌道駅などの交通拠点(駅名とピクトグラム)

- ・役所(ピクトグラムと名称)
  - ・大規模公園(主地図内はピクトグラムのみ表示。主地図の区域外についてはピクトグラムと名称を表記)
  - ・広域避難場所(ピクトグラムのみ表示)
- その他 : 「広域図」であることを明記し、英語表記は「Key Map」とする。広域図と主地図との間を5mm開け、黒の枠線(1pt)で囲むこと。
- ・広域図内に主地図の表示区域を明記する。
  - ・<表示範囲 Map out Area>と表記する。

#### 4.3 凡例の表示

主地図および広域図で使用したピクトグラムについて凡例を表示する。

#### (5) その他

##### 5.1 その他の表示について

- (1) 方位及びスケールは主地図・広域図それぞれ四角のいずれかに表示する。
- (2) 作成年月を表示する。
- (3) 現在地の表示位置は、上下7:3、左右5:5の割合を基本とする。

## <バリアフリー施設を案内する標識>

エレベーター、エスカレーター、スロープ、乗合自動車停留所、路面電車停留所、トイレ等の施設を案内するための、統一された標識です。

## <標識令での位置付け>

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、あわせて「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(標識令)」が一部改正されました。

以下、抜粋)

「駐車場」「エレベーター」「傾斜路」及び「便所」を表示する案内標識には、車椅子を使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号を表示することができる。



エレベーター(121)



エスカレーター(122)



傾斜路(123)



乗合自動車停留所(124)



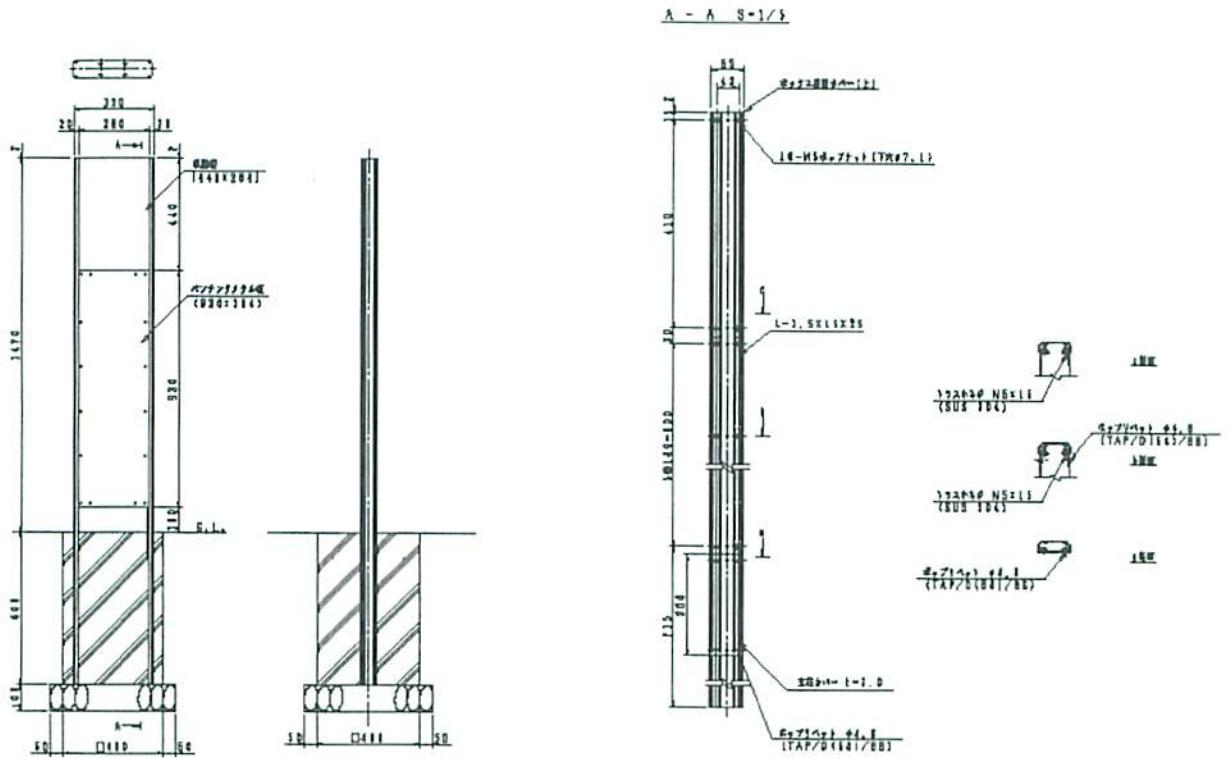
路面電車停留場(125)



便所(126)

＜構造＞

交通バリアフリー（複数）標識構造図 1 / 10



〈姿図〉



**<材料表>**

種別	寸法(mm)	単位	数量	仕様	板面積(m <sup>2</sup> )
バリアフリー標識	440×280	枚	2	広角プリズム型反射シート (貼紙防止及び落書き防止加工)	0.246
支柱	65×20	本	2	アルミ押し型材 アルマイ特処理 アルミ合金 JIS-H-4100-A6063S	0.52
板材	440×280	枚	2	アルミ合金 JIS-H-4000-A5052SP	0.246
板材	930×280	枚	2	アルミ合金 JIS-H-4000-A5052SP	0.52
基礎コンクリート	400×400×600	m <sup>3</sup>	0.096	H182B	-
クラッシャラン	500×500×100	m <sup>3</sup>	0.025	RC-40	-

\* 詳細図面は協会員にお問い合わせください。資料をご提示いたします。

## 参考資料（抜粋）

### 1. 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

〔昭和 35 年 12 月 17 日 総理府・建設省令第 3 号〕

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 45 条第 2 項及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 9 条第 3 項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を次のように定める。

(中略)

#### 4 その他

- (一) 取付け方法等
- (二) 反射材料等

道路標識には原則として反射材料を用い、又は反射装置若しくは夜間照明装置を施すものとする。

### 2. 道路標識設置基準

〔昭和 61 年 11 月 1 日 都街発第 32 号 道企発第 50 号 通達〕

#### 第1章 総則

##### 1-3 用語の定義

1) 道路標識 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。)に規定された標識をいう。

#### 第3章 道路標識の設置計画

##### 3-1-2 設置方式及びその選定

###### (1) 設置方式

###### 1) 路側式

###### i) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さ(路面から標示板の下端までの高さ、ただし補助標識がある場合にはその下端までの高さ)は、下記の場合を除き、1.80m を標準とする。なお、著名地点(114-B)を標示する案内標識については、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて、標示板の設置高さを 1.0m まで低くすることができる。

① 標識を歩道等(歩道、自転車道、自転車歩行者道をいう。以下同じ。)に設置する場合で路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合、標示板の設置高さを 2.5m 以上とするものとする。

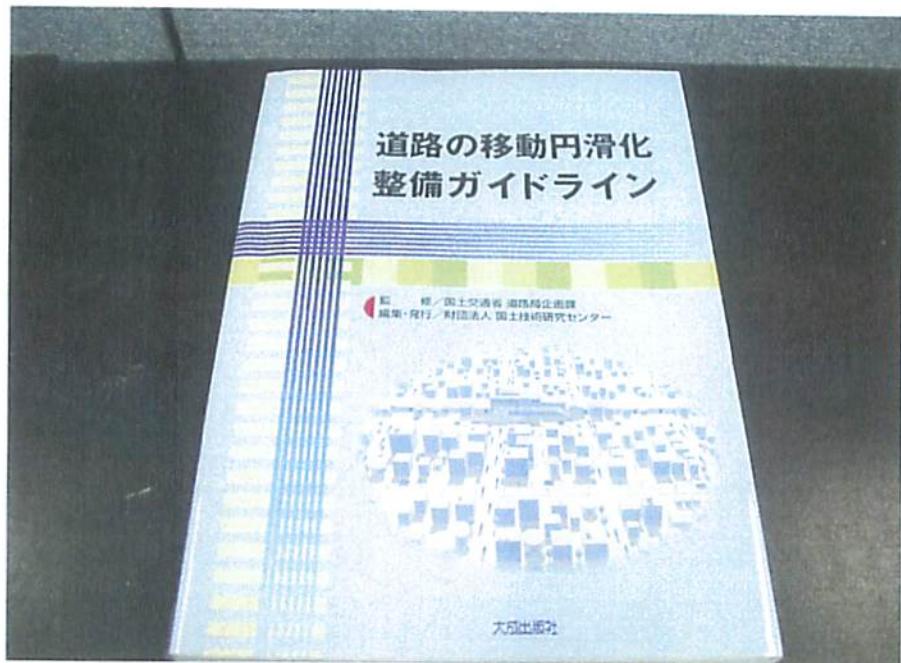
#### 第4章 道路標識の設計、施工

##### 4-3 基礎及び施工

道路標識の基礎は、標示板・支柱の自重及び風荷重を考慮して設計するものとする。道路標識の施工は、他の構造物及び交通に影響することなく、安全かつ確実に行わなければならない。

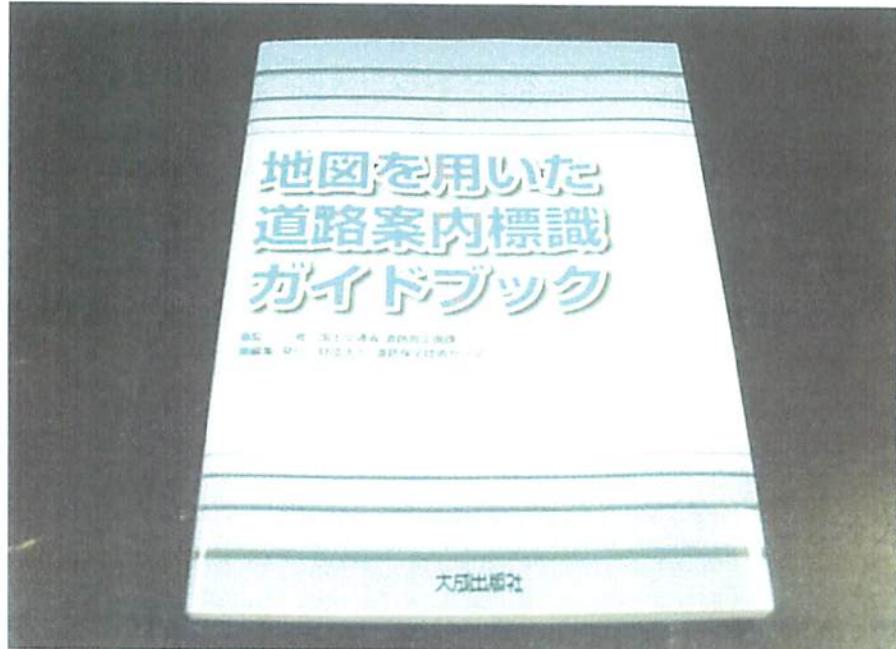
<参考出版物>

①「道路の移動円滑化整備ガイドライン」



監修/国土交通省 道路局企画課  
編集・発行/(財)国土技術研究センター

②「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」



監修/国土交通省 道路局企画課  
編集・発行/(財)道路保全技術センター

※ 発売 (株)大成出版社 TEL 03-3321-4130(代表)

### 3. '95 道路標識ハンドブック

〔監修 建設省道路局 警察庁交通局〕

#### 第3章 表示板の製作

##### 3-2 表示板の製作工程

###### [1] 製作工程の分類

表示板の製作工程は、作業内容に応じて次のように分類される。

- (1) 表示内容(デザイン)の設計工程
- (2) 基板の製作工程
- (3) 反射シートの切断加工工程
- (4) 反射シートの貼付け加工工程

真空加熱圧着工程(仮圧着工程、本圧着工程)等。



真空加熱圧着機(バキューム・アプリケーター)

\*参考: 真空加熱圧着機による圧着工程